

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	久米南町 663
地域名 (地域内農業集落名)	下粕地区 (下粕)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	28.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	28.3 ha
② 田の面積	28.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.4 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	13.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地域内では、認定農業者3戸、近年の新規就農者3戸、高齢者だが積極的に農業をしている農業者5戸の計11戸の経営体が担い手として地域農業の維持に努めている。

・現在まで耕作ができていますが、高齢化と離農で今後、耕作者が不確定な農地が、2.9haあり、新たな農地の受け手の確保が課題である。

・担い手の農地は概ね団地化できて、通作には支障がない。

・下粕生産組合で水稻や大豆の共同機械利用や農作業受委託体制をとってきたが、下粕地区は農地が狭小な棚田であり農作業効率が悪い。また、法面の草刈り作業が重労働であること、イノシシ等の獣害の発生、農作物価格の低迷で、農業生産の収益性が低く、営農意欲が低下し、農地の維持管理を行うのがやっとの状況にある。

・近年は新規就農者を中心に、付加価値の高い農業を目指して、5戸が有機JAS取得して「おかやま有機無農薬農産物」を生産販売し、4戸がモチなどの加工品の販売、5戸がファーマーズマーケットサンサンくめなんに多品目少量生産農産物を出荷、3戸がネット販売やマルシェ出店等の販路拡大に努めている。

・移住定住と新規就農支援を今まで行い、ここ10年で7戸が営農開始している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻は地域の景観を守っていくため、できる範囲で効率化して栽培を継続する。

・現在取り組んでいる野菜や花の多品目直売所出荷や有機農産物や加工品の生産拡大、様々な販売チャネルの開拓を通じて収益性がある楽しい農業をすすめる。

・風光明媚な棚田の景観生かして、農作業体験、山菜狩り、餅つき大会等を行い、交流人口を増やし、農産物の顧客の拡大を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
今後耕作者が不確定な農地対策では、一部の農地は現在の担い手が規模拡大するが、今後とも移住定住就農支援を継続して行い、離農者等の農地と住居や農機具等を引き継ぐ体制づくりをすすめて、農地の維持をすすめていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20 %	将来の目標とする集積率	25 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・現在担い手の農地は概ね団地化されて、通作に支障がない。 ・今後は飛び地で存在する農地は残念ながら放棄し、地続きで団地化できる農地を中心に維持していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組									
定期的に開催する集落の役員会で、各役員の担当地区の農地や農業従事者の状況、空き家や移住希望者、新規就農者の状況情報共有し、農地の効率的利用をすすめる。									
(2) 農地中間管理機構の活用方法									
耕作者が不確定な農地の所有者の貸付や売買の意向や、農地の受け手が決まれば、地区の農業委員や町、農地中間管理機構と連携して担い手への集約化をすすめる。									
(3) 基盤整備事業への取組									
中山間集落協定や水利組合、住民会が連携して年間計画を立てて集落全員参加の共同作業で、農道や水路等の農業基盤を維持していく。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組									
今まで行ってきた移住定住対策を今後も継続する。また、専業農家にとらわれず、多様な農業のスタイルを容認し、楽しい農村生活ができるよう配慮する。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
下粃生産組合が行っている機械の共同利用や、農作業受委託、下粃水利組合が行っている水利管理の活動を継続し、農業生産の効率化と新規就農しやすい体制を維持する。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①鳥獣害対策 中山間集落協定で設置している鳥獣害防止施設の維持と狩猟者への支援を行い、近年4名の狩猟免許保持者を確保している。この取組を継続する。									
②有機栽培 現在5戸が有機JASに取り組んでいるが、取組農家を増やし、有機農産物を集落の特産物に育成する。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標 地図上 の表示	備考
利用者	1	水稻等	2.0 ha	ha	水稻等	2.0 ha	ha	1	
利用者	2	水稻等	1.1 ha	ha	水稻等	1.1 ha	ha	2	
利用者	3	自己保全 管理	1.2 ha	ha	今後検討 等	1.2 ha	ha	3	
利用者	4	水稻等	0.3 ha	ha	水稻等	0.3 ha	ha	4	
利用者	5	野菜等	0.04 ha	ha	野菜等	0.04 ha	ha	5	
利用者	6	水稻等	0.2 ha	ha	水稻等	0.2 ha	ha	6	
認農	7	水稻等	1.7 ha	ha	水稻等	1.7 ha	ha	7	
利用者	8	自己保全 管理等	0.2 ha	ha	今後検討 等	0.2 ha	ha	8	
認農	9	水稻等	1.8 ha	ha	水稻等	2.6 ha	ha	9	
利用者	10	水稻等	1.3 ha	ha	水稻等	1.6 ha	ha	10	
利用者	11	水稻等	0.1 ha	ha	水稻等	0.1 ha	ha	11	
認農	12	水稻等	2.3 ha	ha	水稻等	2.3 ha	ha	12	
利用者	13	水稻等	0.3 ha	ha	水稻等	0.3 ha	ha	13	
利用者	14	水稻等	0.7 ha	ha	水稻等	0.8 ha	ha	14	
利用者	15	水稻等	1.4 ha	ha	水稻等	1.4 ha	ha	15	
利用者	16	水稻等	0.4 ha	ha	水稻等	0.4 ha	ha	16	
利用者	17	水稻等	1.2 ha	ha	水稻等	1.2 ha	ha	17	
利用者	18	水稻等	0.7 ha	ha	水稻等	0.7 ha	ha	18	
利用者	19	水稻等	0.4 ha	ha	水稻等	0.4 ha	ha	19	
利用者	20	野菜等	0.1 ha	ha	野菜等	0.1 ha	ha	20	
利用者	21	水稻等	1.3 ha	ha	水稻等	1.3 ha	ha	21	

利用者	22	野菜等	0.5 ha	ha	今後検討等	0.5 ha	ha	22	
利用者	23	水稻等	0.1 ha	ha	水稻等	0.2 ha	ha	23	
利用者	24	水稻等	1.8 ha	ha	水稻等	1.8 ha	ha	24	
利用者	25	水稻等	2.7 ha	ha	水稻等	2.7 ha	ha	25	
利用者	26	水稻等	0.1 ha	ha	水稻等	0.2 ha	ha	26	
利用者	27	自己保全管理	0.03 ha	ha	野菜等	0.03 ha	ha	27	
計	27経営体		24.0 ha	0 ha		25.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。